

## 総評

個数問題（正解率が低くなる傾向にある）は、昨年度の4問から7問増加して、11問の出題でした。したがって、出題形式の点では、得点しにくくなっています。なお、解き方で解答時間に差がつく組合せ問題は、昨年度と同様に2問出題されています。

内容面については、例年より難しくなった科目（宅建業法など）と易しくなった科目（権利関係）があり、全体としては、合格基準点が37点であった昨年度と同レベルといえます。

## 権利関係

権利関係では、個数問題と組合せ問題が、それぞれ1問出題されました。また、例年より事例型問題が多かったものの（10問）、昨年度に続き、判決文問題は出題されませんでした。出題内容としては、一般的な学習範囲を超える問題もありますが、あっさり答えが出る問題も多かったといえます。

合格ラインは、例年より若干高いと予想されます。

## 法令上の制限

法令上の制限の出題内容は、昨年度と同様に、やや難しかったといえます。特に問18（建築基準法）や問21（農地法）では、一般的な学習範囲を超える内容が出題されています。

合格ラインは、例年よりやや低くなると予想されます。

## 税・価格

税・価格の出題内容のうち、税については、地方税から3年ぶりに固定資産税（問24）が、国税からは平成30年度以来（コロナ禍による追加試験を除く）の登録免許税（問23）が、それぞれ出題され、価格の評定については、3年連続で不動産鑑定評価基準（問25）が出題されました。このうち登録免許税については、一般的な学習範囲を超える出題内容でした。合格ラインは、昨年度よりやや低くなると予想されます。

## 宅建業法

宅建業法の出題形式の特徴の一つである個数問題が、昨年度の3問から10間に激増しました。内容的には、例年通り基礎的な知識からの出題が大半を占めるものの、問44のように、従来は出題されていなかった内容からの出題もありました。

したがって、合格ラインは、高めであった昨年度と比べ、やや低くなると予想されます。

## 5問免除

出題内容は、建物（問50）について正誤を判断しにくい内容が出題されたものの、問48の統計問題を含め、得点しやすい問題が多かったといえます。

合格ラインは、高めであった昨年度と同程度と予想されます。